

平成 29 年 8 月 7 日

株式会社住宅あんしん保証
お問い合わせ先：技術管理部
柳平、山田
T E L : 03-3562-8127

「BELS 評価等の申請手数料に対する補助」のご案内

今般、「BELS 評価等の申請手数料に対する補助」につきまして、下記のとおりご案内いたします。これを機会に積極的にご活用頂きますようお願いいたします。

なお、本補助は、国土交通省の「平成29年度 省エネ性能に関する審査体制整備事業」の一環として、一般社団法人 住宅性能評価・表示協会が実施する制度です。

記

1. 補助制度の概要

- ①補助対象とする申請 : 「BELS 評価」及び「性能向上計画認定技術的審査」(戸建住宅のみ)
- ②補助額 : 単独申請の場合・・・27,000円
: 併願申請の場合・・・9,000円(併願申請とは、BELS の評価申請を設計住宅性能評価や長期優良住宅技術的審査等の申請と併せて行う場合です。)
なお、1申請者あたり最大5申請までです。
- ③補助の対象期間 : 平成29年8月7日(月)から平成30年1月17日(水)までに住宅あんしん保証に申請され、同月31日(水)までに評価書等が交付された申請が対象。
なお、補助対象期間内の場合でも、補助金額総額が予定額に達し次第、補助は終了します。また、補助の終了時には別途ご案内致します。

2. 補助制度のフロー

申請事業者		住宅あんしん保証
BEL S 評価申請(書類一式の提出)、「覚書」を提出	→	書類を受理
引受承諾書・請求書の受理	←	審査の引受承諾書・請求書の発行 (補助額を減免した後の金額で請求します。)
質疑に対する回答	↔	申請書類に対する質疑
申請手数料の銀行振込	→	審査終了、入金確認
BEL S 評価書受理	←	BEL S 評価書交付

3. ご注意頂きたい点

BEL S 評価等の取得を要件としている国庫補助金を受けているもの又は受ける見込みのあるものについては補助の対象となりません*。申請にあたっては、該当しない旨の「覚書」(別添参照)をあわせて提出していただきます。

<BEL S 評価等の取得を要件としている補助事業の例>

地域型住宅グリーン化事業、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業、サステナブル建築物等先導事業、省エネルギー投資促進に向けた支援事業、住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業、賃貸住宅における省CO2促進モデル事業

以上

様式 1 3

(申請を受付ける評価機関の名称)
株式会社 住宅あんしん保証 殿

覚 書

平成 2 9 年度省エネ性能に関する審査体制整備事業について、申請する下記の物件は、建築物の省エネルギー性能の向上に関する法律に係る省エネ適合判定対象物件でないこと、及びBELS評価、建築物エネルギー消費性能向上計画認定又は建築物エネルギー消費性能認定の取得を要件としている国庫補助金を受けているもの又は受ける見込みのあるものでないことを誓約します。

物件名 : _____

平成 年 月 日

申請者 住所
氏名 印